

小規模多機能型居宅介護サービスの事前協議に関する要綱

平成18年5月1日保健福祉局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、介護が必要となった高齢者が、住み慣れた地域において引き続き安心して在宅生活を営むことができる環境を整備するため、小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービス（以下「対象サービス」という。）を提供しようとする事業者及び市が連携し、地域に密着したサービスの提供を確保することを目的とする。

(事前協議)

- 第2条 対象サービスを提供しようとする事業者は、介護保険法第78条の2の規定に基づき、市長に指定申請するにあたっては、あらかじめ、小規模多機能型居宅介護事業実施計画書（第1号様式）及び関係書類により、計画する事業内容について協議するものとする。
- 2 市長は、前項の協議にあたっては、事業者に必要な文書の提出を求め、事業内容に関して聴取等を行うとともに、必要な事項について指導する等により実施するものとする。
 - 3 市長は、第1項及び第2項の協議について、その対象サービスが第1条の目的のために必要であると判断される場合においては、協議内容について了承するものとする。
 - 4 事業者は、協議内容について了承があった後、市長に指定申請するものとする。

(指定事務)

第3条 市長は、事業者から介護保険法第78条の2の規定に基づく申請があった時は、申請された事業の内容と事前協議の内容とが整合がとれているなど必要な確認を行った上で、介護保険法第78条の2の規定に基づく指定に必要な手続を進めるものとする。

附則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。